



野外で焼却行為をされる皆様へ

最近、「ゴミ焼き」に対する苦情が多く寄せられています。その内容は、「煙による悪臭で気分が悪い」「洗濯物に臭いがつく」「風が強いのに燃やして危ない」「焚火をしているが監視している人がいない」といったもので、近隣住民のトラブルや、大規模な火災発生の原因にもつながりかねません。

焼却行為を実施するときは次のことに留意してください。

- ① 火災と紛らわしい煙又は火炎を発する行為届出書を提出しましたか？
- ② 例外として認められている焼却行為ですか？
- ③ 焼却する時間は日の出から日没までの間ですか？
- ④ 火災が発生しやすい気象状況の日が続いていませんか？
- ⑤ ご近所で洗濯や布団干し、窓を開けて換気しているお宅はありませんか？
- ⑥ 裸火の監視人配置と消火用具は準備できていますか？

一般ゴミを焼却した場合は廃棄物処理に関する法律に抵触するため、消防機関は各関係機関（警察署、保健所、各市町村担当課）と連携して対応します。ご理解とご協力をお願いします。なお、消防機関に提出する届出書は、廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。あらかじめご了承ください。

管轄する消防署・分署へ届け出ましょう。開始前終了後の連絡をお願いします。

久慈消防署	0194-53-0119
久慈消防署山形分署	0194-72-3119
久慈消防署野田分署	0194-78-2119
久慈消防署普代分署	0194-35-2119
洋野消防署	0194-65-6119
洋野消防署大野分署	0194-77-4119

野外焼却に関する規制の強化について



平成13年4月1日から、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律より
野外焼却は原則として禁止されています。

例外として野外焼却が認められるもの

●法令に基づく焼却



伝染病家畜、松くい虫
被害伐木等の焼却

●風俗慣習上の行事の ための焼却



火祭り、どんと焼き等

●農林漁業のためのやむ 得ない焼却



草、木の葉、枝、もみガラ、
わら等の焼却

●学校教育等のための焼却



キャンプファイヤー等

●落ち葉の焼却その他の 一過性の軽微な焼却



落ち葉、一時的に出される少量の^{せんてい}剪定
枝、空き地の刈りとった草木の焼却

さらに

平成16年4月1日からは、生活環境保全条例により
上図の例外のうち次のものが禁止されます。

上図の場合であっても次のものは焼却禁止です。
(例外は認められません)

●廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革



●庭先や空き地での 家庭ごみの焼却

